

ホクレン農業協同組合連合会に対する景品表示法に基づく措置命令について

平成29年8月22日
環境生活部くらし安全局消費者安全課

北海道は、平成29年8月22日付けで、ホクレン農業協同組合連合会に対して、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づき措置命令を行いましたので、その内容について公表します。

1 事業者の概要

- (1) 名称：ホクレン農業協同組合連合会（以下「ホクレン」という。）
- (2) 代表者：代表理事会長 内田 和幸
- (3) 所在地：札幌市中央区北4条西1丁目3番地
- (4) 事業内容：会員の事業又は会員の組合員の事業若しくは生活に必要な物資の供給その他

2 北海道が確認した景品表示法違反行為

ホクレンは、道内の小売店に加工食品を供給するに当たり、道産食材を使用した加工食品の需要拡大を図る目的で、道産原料の使用を示す「70%以上使用（赤）」、「30～70%使用（緑）」、「30%未満使用（青）」と表示した商品説明カード（POP）を付して販売させていたが、一部商品については、商品の成分表の確認不十分などにより、道産原料が未使用又は一部時期について未使用であったことが判明した。
（例：道産原料70%以上使用と表示したものが、実際は道産原料が0%）

◇ 本件の違反行為は、ホクレンがPOPに誤った表示を行ったことによるものであり、加工食品メーカー及び小売店には責任はありません。

3 景品表示法に基づく措置命令

ホクレンが行った上記2の行為は、景品表示法第5条第1号（優良誤認表示）に違反する行為です。

このため、北海道は、ホクレンに対し、平成29年8月22日付けで景品表示法第7条第1項の規定に基づき措置命令を行いました。

4 措置命令の内容

- (1) ホクレンは、平成25年10月から平成29年2月22日までの間、道内の小売店90店舗に供給した加工食品に「やっぱり道産 道産食材使用率 70%以上」などと表示した商品説明カード（POP）を付して販売させていたが、このうち10品目については、実際には道産原料が未使用（2品目は一部時期について未使用）であり事実と異なっていた。このような表示は、優良誤認表示であり景品表示法に違反する旨を、一般消費者に対し、速やかに周知徹底しなければならない。
- (2) ホクレンは、今後、道産原料を使用した加工食品の取引に関し、前記（1）記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これをホクレンの役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) ホクレンは、今後、道産原料を使用した加工食品の取引に関し、前記（1）記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) ホクレンは、前記（1）に基づいて行った周知徹底及び前記（2）に基づいて採った措置について、平成29年9月22日までに文書により北海道知事に報告しなければならない。

問い合わせ先
環境生活部くらし安全局消費者安全課
表示・取引適正化グループ
TEL 011-231-4111（代表）（内線24-528）
011-204-5216（直通）

別表

No.	商品名	表示期間	表示内容
1	A社 米粉	平成28年3月16日から 同年9月15日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上
2	A社 もち	平成28年3月16日から 平成29年2月22日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上
3	B社 そば	平成28年3月16日から 平成29年2月22日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上
4	B社 そば	平成28年3月16日から 平成29年2月22日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上
5	C社 ふりかけ	平成26年10月16日から 平成27年4月15日まで	きらり、道産。 (※青色で表示) 道産食材使用率30%未満
6	D社 そば	平成28年3月16日から 平成29年2月22日まで	たっぷり、道産。 (※緑色で表示) 道産食材使用率30%~70%
7	E社 チョコレート菓子	平成28年4月1日から 同年9月30日まで	たっぷり、道産。 (※緑色で表示) 道産食材使用率30%~70%
8	F社 焼きそば	平成25年10月1日から 平成27年3月31日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上
9	G社 ぎょうざ ※	平成25年10月1日から 平成27年3月31日まで	たっぷり、道産。 (※緑色で表示) 道産食材使用率30%~70%
10	H社 野沢菜 ※	平成26年7月1日から 平成27年3月31日まで	やっぱり、道産。 (※赤色で表示) 道産食材使用率70%以上

※ No.9及びNo.10については、一部時期について未使用。

(参考)

関係法令抜粋

●不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 <略>

11 第一項の規定により 消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。